



平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社N F Kホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 関口 陽介  
( J A S D A Q ・ コード 6494 )  
問合せ先 取締役 古池 政巳  
(電話番号 045-575-8000)

## 訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、当社の元役員 6 名に対し提起しておりました損害賠償請求訴訟（控訴審、以下「本訴訟」）について、平成 26 年 5 月 29 日付にて東京高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 判決のあった裁判所および年月日

- (1) 裁判所 : 東京高等裁判所
- (2) 年月日 : 平成26年5月29日

#### 2. 訴訟の内容と経緯

##### (1) 訴訟の内容

###### ①請求金額

損害賠償金 1億4000万円及び遅延損害金

###### ②請求原因の概要

城寶豊(元代表取締役)、田中耕、久保田隆(元代表取締役)ら、元取締役3名と、保田力、山岸照寛、光成卓郎ら元監査役3名に対し、平成22年3月期決算において投資有価証券評価損として特別損失計上に至った匿名組合契約についての損害賠償請求となります。

##### (2) 訴訟の経緯

当社は、平成23年9月14日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、平成22年3月期決算において投資有価証券評価損として特別損失計上に至った匿名組合契約の締結に係る承認決議に関与した元役員6名に対し損害賠償請求訴訟を提起いたしました。当該訴訟につきましては、平成25年10月23日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、横浜地方裁判所より請求棄却との判決が言い渡されましたが、当社はこれを不服として当該判決の是正を求め平成25年10月31日付にて東京高等裁判所へ控訴し争ってまいりました。

### 3. 判決の内容

東京高等裁判所の判決の内容は以下のとおりであります。

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

### 4. 今後の見通し

本判決において、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。今後の対応につきましては、判決内容を精査の上、顧問弁護士等と慎重に協議して決定してまいります。

なお、本民事訴訟の判決が当社業績に与える影響はございませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかに開示いたします。

以上